



公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和4年4月1日

朝日町長 笹原靖直



1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所 在 ・ 地 番	林 班 小 班	地 目	面 積 (h a)	経営管理権 の存続期間
集2-1	横尾上百山54	67林班 チ小班	山林	0.28	令和4年4 月1日～令 和9年3月 31日
集2-2	横尾上百山55 横尾上百山56 横尾上百山58 横尾上百山59 横尾上百山60-1 横尾上百山61 横尾上百山62	67林班 チ小班	保安林 山林	1.45	
集2-3	横尾上百山57	67林班 チ小班	山林	0.08	
集2-4	横尾上百山60-2 横尾上百山63 横尾上百山64 横尾上百山65	67林班 チ小班	保安林	0.66	

集 2 - 5	横尾上百山 6 6 横尾蠶 7	6 7 林班 子小班 り小班	山林	0 . 1 5	令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令 和 9 年 3 月 3 1 日
集 2 - 6	横尾上百山 6 7	6 7 林班 子小班	山林	0 . 7 5	
集 2 - 7	横尾上百山 6 8 横尾蠶 1 0	6 7 林班 子小班 り小班	保安林 原野	0 . 8 1	
集 2 - 8	横尾上百山 6 9 横尾蠶 5	6 7 林班 子小班 り小班	保安林 原野	0 . 7 4	
集 2 - 9	横尾蠶 1 横尾蠶 2 横尾蠶 3 横尾蠶 4	6 7 林班 り小班	保安林 山林	1 . 6 6	
集 2 - 1 0	横尾蠶 6	6 7 林班 り小班	保安林	0 . 6 0	
集 2 - 1 1	横尾蠶 8	6 7 林班 り小班	山林	0 . 0 2	
集 2 - 1 2	横尾蠶 9	6 7 林班 り小班	山林	0 . 0 5	
集 2 - 1 3	横尾蠶 1 4	6 7 林班 り小班	山林	0 . 0 3	
集 2 - 1 4	横尾落ノ平 2 1 4 2	6 7 林班 り小班	畑	0 . 0 3	

2 縦覧場所

- ・朝日町役場農林水産課
- ・朝日町ホームページ (<https://www.town.asahi.toyama.jp/>)

3 本公告により、朝日町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。